市川市下水道部職員収賄等事件

調査・検証報告書

令和８年 11 月

市 川 市

目 次

はじめに ・・・

はじめに

本市職員（以下単に「職員」という。）は、全体の奉仕者として、市民から負託された公務を行う公務員であり、法令並びに条例及び規則その他の規程を遵守することを基本に、高い倫理観に基づき、公平かつ公正に公務を遂行することが求められています。

しかしながら、令和６年７月30日に本市下水道部の幹部職員が収賄等の疑いで逮捕され、その後、収賄等の罪で起訴されて有罪判決を受ける事案が発生してしまいました。

市民のいのちと暮らしを守る強くしなやかなまちづくりのために日々最前線で奮闘しなければならない部署において、幹部職員による公務上の不正が生じ、市政に対する信頼を失墜させるに至ったことは痛恨の極みであり、改めて、市民の皆様にお詫び申し上げます。

このような深刻な事案が繰り返されることのないよう組織的な対応を図るべく、職員による重大なコンプライアンスに違反する事案の客観的かつ公正な検証等に資するため、当該事案に関する意見の聴取を目的として開催する「市川市コンプライアンス委員会議」において、事案に係る事実関係の究明、把握及び認定並びに当該事案の再発防止策について多くの貴重なご意見をいただきました。同会議の出席者の皆様には、心より感謝申し上げます。

本報告書は、同会議出席者のご意見を踏まえ、本事案の調査・検証の結果とその結果に基づく再発防止に向けた改善策の取組を取りまとめたものであり、今後、本報告書に基づき、失われた信頼の回復に向けて、このような事案の再発防止を徹底し、職員とともに改善に取り組んでまいります。

今後とも、市政への一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年11月

市川市長　田中甲

第１　事件の概要と本市の対応

１　事件の概要

⑴　概要

ア　収賄及び入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「官製談合防止法」という。）違反事件（以下「第１事件」という。）

本市下水道部次長の職にあった職員Ｘは、令和４年12月13日から令和６年４月 22 日までの間、50 回にわたり、本市外の飲食店において、本市内の建設業者Ａ（以下「Ａ社」という。）の代表取締役Ｙ（以下「Ｙ」という。）から、合計約 30 万 6,700 円相当の飲食接待を受け、本市発注の汚水管渠（かんきょ）布設工事に係る一般競争入札及び総合評価一般競争入札[1]に関し、Ｙ に、予定価格[2]を教示したほか、本市発注の公共下水道道路復旧工事に係る一般競争入札に関し、予定価格及び最低制限価格[3]を教示した。

イ　官製談合防止法違反事件（以下「第２事件」という。）

職員Ｘは、令和５年７月27日から同年８月18日までの間に開札が行われた本市発注の工事 19 件に係る一般競争入札又は総合評価一般競争入札に関し、本市内の建設業者等を組合員とする組合（以下「Ｂ組合」という。）の代表理事として、Ｂ組合の業務全般を統括していた本市内の建設業者Ｃ（以下「Ｃ社」という。）の代表取締役Ｚ（以下「Ｚ」という。）に、予定価格を教示した。

1　総合評価一般競争入札 … 入札価格だけでなく、技術力、提案力、企業の施工実績・信頼性といった「価格以外の要素」も総合的に評価して落札者を決定する方式

2　予定価格 … 地方公共団体が契約を締結するに際し、長が契約金額を決定する基準として入札執行前にあらかじめ設定する見積価格（地方自治法第 234 条第３項）

3　最低制限価格 … 地方公共団体の支出の原因となる契約のうち、工事又は製造その他についての請負の契約を競争入札により締結する場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ落札価格に限度を設け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる最低制限価格制度における当該落札価格の限度（地方自治法施行令第 167 条の 10 第２項）

⑵　事実経過

年月日	経過概要
令和６年　５月 28 日	千葉県警察（以下「県警」という。）が、第１事件について、職員 X を任意同行の上、事情聴取（以後継続） 本市は、県警に捜査協力（押収品目 258 点、職員事情聴取 24 人 約 100 時間）
７月 30 日	県警が、第１事件について、職員 X を収賄罪及び官製談合防止法違反の容疑で、Y を贈賄罪及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕
31 日	県警が、第１事件について、職員 X 及び Y を上記の罪で千葉地方検察庁（以下「地検」という。）に送致
８月 19 日	地検が、第１事件について、職員 X 及び Y を上記の罪で起訴
11 月　１日	地検が、第２事件について、職員 X を官製談合防止法違反の罪で、Z を公契約関係競売入札妨害の罪で起訴
12 月　３日	第１事件第１回公判
17 日	千葉地方裁判所裁判官（以下「裁判官」という。）が、第１事件について、Y に有罪判決を言渡し
令和７年　１月 29 日	第１事件（職員 X）第２回公判 第２事件（職員 X）第１回公判
２月 13 日	第２事件（Z）第１回公判
17 日	裁判官が、第１事件及び第２事件について、職員 X に有罪判決を言渡し
25 日	裁判官が、第２事件について、Z に有罪判決を言渡し

⑶　公判の概要

ア　第１事件

①　公訴事実

被告人（職員 X）は、令和２年４月１日から令和５年３月 31 日までの間は千葉県市川市水と緑の部次長として、同年４月１日の組織改編以降は同市下水道部次長として、いずれも同市の下水道に関する事項等を掌理（しょうり）する各部において、部内の職員を指揮監督し部の政策を推進するなどの職務を行う部長を補佐するとともに、部長に準ずる重要な事項を処理するなどの職務に従事していたもの、被告人（Y）は、土木一式工事の設計・施工・請負等を業とする A 社の代表取締役として、A 社の業務全般を統括していたものであるが、被告人（職員 X）は

１　前記水と緑の部又は前記下水道部が所管する同市発注の土木工事の一般競争入札等に関し、前記 A 社の業務等にとって有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨又は有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、令和４年 12 月 13 日から令和６年４月 22 日までの間、50 回にわたり、同県松戸市所在の飲食店ほか 15 か所において、被告人（Y）から、代金合計約 30 万 6,700 円相当の飲食接待を受け、もって自己の職務に関し賄賂を収受し

２　令和５年８月 17 日に開札が行われた同県市川市発注の「市川第 4-4 処理分区汚水管渠（かんきょ）布設工事（R0508 工区）」に係る一般競争入札及び同月 18 日に開札が行われた同市発注の「市川第 4-4 処理分区汚水管渠布設工事（R0513 工区）」に係る総合評価一般競争入札に関し、前記職務に従事する者として適正に入札に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、同年７月 10 日頃、前記飲食店において、被告人（Y）に、前記各入札における秘密事項である予定価格を教示し、もって事業者等に入札等に関する秘密を教示することにより、当該入札等の公正を害すべき行為をし

３　同年 10 月 19 日に開札が行われた同市発注の「公共下水道道路復旧工事（R0512）」に係る一般競争入札に関し、前記職務に従事する者として適正に入札に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、同月５日頃、同市南八幡２丁目 20 番２号所在の市川市役所第２庁舎において、被告人（Y）に、電話で、同入札における秘密事項である予定価格及び最低制限価格を教示し、もって事業者等に入札等に関する秘密を教示することにより、当該入札等の公正を害すべき行為をしたものである。

② 公判等における主な供述

職員Ｘ及びＹは、上記公訴事実を認めた上、主に以下の陳述をした。

㋐ 前提事実

Ｙは、平成 26 年に、下水道関連工事の予定価格等の提供を受けていた職員が退職したことを踏まえ、以前から顔見知りであった職員 X に入札情報を得る目的で接触し、職員 X は、当初断っていたものの、本市外の飲食店において飲食接待を受けるようになった。

㋑ 入札情報等の提供

Ｙは、平成 28 年度に、職員Ｘが下水道関連工事の入札情報を知り得る立場となったことから、職員 X に予定価格等の提供を依頼した。

職員Ｘは、予定価格等の漏えいは、違法であるとの認識はあったものの、飲食接待を受けた恩義もあり、また、友人のような付き合いにまで発展していたため、断ることができず、Ｙに予定価格等を提供した。

その後、職員Ｘは、令和２年４月に水と緑の部次長となったが、予定価格については、執行伺[4]の審査の際、添付されていた設計書から後に予定価格となる設計金額を転記し、執務用に貸与されたパーソナルコンピューター（以下単に「パーソナルコンピューター」という。）を用いて資料を作成した上、これを印刷した文書を手交した。

また、最低制限価格については、下水道部下水道建設課（以下「下水道建設課」という。）の共有フォルダにアクセスし、最低制限価格を閲覧した上、電話で提供した。

その他、公表前の次年度に本市が発注する予定の下水道関連工事の一覧及び入札の公告日もＹに提供していた。

4 執行伺 … 上司に入札手続の開始の承認を求める起案文書

③　求刑及び弁護側の主張並びに判決

区　分	求　刑	弁護側の主張	判　決
職員 X	・懲役２年６月 ・追徴 30 万 6,700 円	刑の執行の猶予	・懲役２年６月 ・追徴 30 万 6,700 円 ・執行猶予３年
Y	・懲役１年６月	刑の執行の猶予	・懲役１年６月 ・執行猶予３年

※　職員 X の求刑等は、第２事件を含む。

※　職員 X 及び Y とも控訴期限までに控訴せず、判決は確定している。

イ　第２事件

①　公訴事実

被告人（職員 X）は、千葉県市川市下水道部次長として、同市の下水道に関する事項等を掌理（しょうり）する同部において、部内の職員を指揮監督し部の政策を推進するなどの職務を行う部長を補佐するとともに、部長に準ずる重要な事項を処理するなどの職務に従事していたもの、被告人（Z）は、土木工事の施工等を業とする C 社の代表取締役として、C 社の業務全般を統括するとともに、同市内の建設会社を組合員とする B 組合の代表理事として、B 組合の業務全般を統括していたものであるが、被告人（職員 X）は、令和５年７月 27 日から同年 8 月 18 日までの間に開札が行われた同市発注の工事 19 件に係る一般競争入札又は総合評価一般競争入札に関し、前記職務に従事する者として適正に入札に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、同年 7 月 12 日頃、同市南八幡 2 丁目 20 番 2 号所在の市川市役所第 2 庁舎において、被告人（Z）に、前記各入札における秘密事項である予定価格を教示し、もって事業者等に入札等に関する秘密を教示することにより、当該入札等の公正を害すべき行為をしたものである。

②　公判における主な陳述

職員 X 及び Z は、上記公訴事実を認めた上、主に以下の陳述をした。

㋐　前提事実

職員 X は、入庁後間もない平成元年頃から、他の職員が、建設業者から示された設計金額に対し、予定価格との乖離（かいり）を示唆する方法で予定価格の近似値を提供しているのを見聞きし、同様の手法で予定価格の近似値を提供していた。

Z は、平成 30 年に B 組合の代表理事となり、組合員である事業者が個別に職員から予定価格を入手し、B 組合内で受注調整している事実が露見することをおそれ、代表して以前から予定価格の提供を受けていた職員 X から予定価格の提供を受け、B 組合加盟の建設業者 8 社と受注調整を行う方法に変更した。

㋑　予定価格の提供

職員 X は、予定価格の提供は、違法であるとの認識はあったものの、入札不調[5]により職員の負担が増すことを避けるため、令和 2 年度までは口頭で、令和 3 年度以後は文書を手交する方法で予定価格を Z に提供していた。

予定価格は、下水道関連工事の執行伺の審査の際、添付されていた設計書から後に予定価格となる設計金額を転記し、パーソナルコンピューターを用いて資料を作成した上、これを印刷した文書を手交した。

③　求刑及び弁護側の主張並びに判決

区　分	求　刑	弁護側の主張	判決
職員 X	・懲役 2 年 6 月 ・追徴 30 万 6,700 円	刑の執行の猶予	・懲役 2 年 6 月 ・追徴 30 万 6,700 円 ・執行猶予 3 年
Z	・懲役 1 年 6 月	刑の執行の猶予	・懲役 1 年 6 月 ・執行猶予 3 年

※　職員 X の求刑等は、第 1 事件を含む。

※　職員 X 及び Z とも控訴期限までに控訴せず、判決は確定している。

5　入札不調 … 一般競争入札等において、応札者がおらず落札者が決定しない状況であり、本報告書では、入札参加者の入札価格が予定価格を超え、落札者が決定しない入札不落を含む。

2　事件を受けた本市の対応

⑴　緊急記者会見等

職員Ｘの逮捕翌日の令和６年７月 31 日、市長は、緊急記者会見を開き、職員Ｘの逮捕について、市民の皆様に対し、謝罪をするとともに、今後の対応方針を説明した。

また、市長は、特別職及び部長や次長などの幹部職員による部長会議を緊急開催し、職員 Ｘ の逮捕事実を共有するとともに、服務規律の順守や綱紀の粛清（こうきしゅくせい）について周知徹底を指示し、総務部長は、同年８月２日付けでこれらの内容を全職員に通知した。

⑵　Ａ社への対応

令和６年８月２日、本市は、Ｙが贈賄罪及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたことを受け、Ａ社に対し、同日から 24 月間の競争参加資格停止の措置[6]を行った。

⑶　コンプライアンス委員会議における意見聴取

令和６年８月 20 日、市長は、コンプライアンス委員会議の出席者（弁護士２名及び公認会計士１名）に対し、第１事件の経緯を説明し、その調査・検証及びその結果に基づく再発防止策について意見の聴取を開始した。

⑷　契約事務に関する情報管理徹底の通知

令和６年９月２日、管財部長は、予定価格の秘密の保持並びに工事及び工事に関連する業務委託に係る設計書の管理方法など、契約事務に関する情報管理の徹底について、全職員に通知した。

⑸　職員Ｘの処分

令和６年 11 月 12 日、本市は、職員Ｘから第１事件及び第２事件（以下「本事件」という。）の事情聴取（不利益処分の弁明の機会の付与）を実施し、前記１の「⑶　公判の概要」記載と同趣旨の事情を聴取し、同月 22 日、職員Ｘに対し、懲戒免職処分及び退職手当支給制限（不支給）処分を行った。

また、職員Ｘに対する指導・監督上の措置として、本事件が行われていた当時の職員Ｘの上司及び元上司３人の職員を訓告[7]とした。

6　競争参加資格停止の措置 … 本市が、事業者の不正や契約違反などを理由に、その事業者の入札参加資格を一時的に停止する措置

7　訓告 … 反省を促し、資質の向上と業務の遂行の改善を図るために行う人事管理上の措置

⑹　C 社への対応

Z が公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されたことを受け、令和６年 12 月６日、本市は、C 社に対し、同日から 24 月間の競争参加資格停止の措置を行った。

第２　事件の調査・検証

１　調査・検証の手法

⑴　コンプライアンス委員会議出席者の意見聴取

本市には、職員による重大なコンプライアンスに違反する事案の客観的かつ公正な検証等に資するため、当該事案に関する意見の聴取を目的とする「市川市コンプライアンス委員会議」（以下「会議」という。）がある。

本事件は、いずれも職員Ｘによる重大なコンプライアンスに違反する事案であることから、本事件に係る事実関係の究明、把握及び認定並びに再発防止策について、市長自ら、会議出席者の意見を聴取した。

ア　会議に係る要綱の施行期日

令和６年７月４日

イ　会議出席者

氏　名	職　業
酒井　雅男	弁　護　士
菅原　　崇	弁　護　士
吉田　恵美	公認会計士

ウ　開催実績

回数	開催日	議　題
1	令和６年　７月　４日	・会議について
2	８月 20 日	・第１事件について（報告） ・第１事件の検証方法について
3	10 月 10 日	・本市発注下水道関連工事の入札の現状について
4	11 月 19 日	・職員・事業者アンケートについて
5	12 月 19 日	・職員Ｘの処分について（報告） ・職員・事業者アンケートの結果について
6	令和７年　２月　６日	・再発防止策（内部公益通報制度）について
7	28 日	・再発防止策（入札制度改革）について
8	４月 10 日	・再発防止策について（報告）
9	24 日	・再発防止策（内部公益通報制度の外部窓口の設置）について

10	令和７年　８月　１日	・再発防止策について（報告）
11	令和８年　９月 18 日	・本事件の事実認定等について ・調査・検証報告書（素案）について
12	11 月 13 日	・調査・検証報告書（案）について

⑵　調査・検証の手法

会議出席者の意見を踏まえ、本事件に係る事実関係の究明等は、本事件の刑事被告事件に係る訴訟の記録（以下「刑事確定訴訟記録」という。）に基づくことを基本としつつ、会議自らが実施する職員アンケート調査の結果なども活用して実施することとした。

なお、本事件の調査・検証に当たっては、県警が捜査本部を設置して捜査してきたところであり、その結果が本事件の刑事被告事件に反映されていると考えられたため、本市独自の調査は実施していないが、本事件のみならず、職員がこれまで経験等をしてきた不正行為を幅広く把握するため、会議において職員アンケートが実施されたところである。

また、「刑事確定訴訟記録」は、地検に対し閲覧及び謄写（とうしゃ）を依頼してきたが、判決から１年以上経過した令和８年３月、地検から閲覧のみ可能とする回答があった。そこから、同記録の閲覧・転記をした上で、調査・検証を行ったことから、本報告書の完成が同判決から相当の期間を要したものである。

2　調査結果

⑴　刑事確定訴訟記録等に基づく事実

刑事確定訴訟記録並びに公判における職員 X 及び Y の陳述に基づき、次の事実が認められた。

ア　第１事件

①　前提事実

職員 X は、平成元年に本市に入庁し、汚水管渠（かんきょ）布設工事等の下水道関連工事の担当部署である治水課に配属され、その後間もなく、当時、A 社の担当者であった Y と面識を有するに至った。

本市では、職員 X の入庁当時から、職員が質問に答える形で建設業者に予定価格の近似値を提供しており、職員 X も同様に対応していた。

Y は、平成 20 年頃から、Y 以外の営業担当者において、A 社が落札したい工事の予定価格やその近似値の提供を受けていた職員が、平成 26 年頃、突然退職したため、他の職員から A 社が落札したい下水道関連工事の予定価格等の提供を受けることとしたものの、個人的なつながりがないことから、断られることもあった。

② 飲食接待

その頃、Y は、本市外の飲食店で知人と飲食をしていたところ、偶然、職員 X を含む職員がおり、下水道関連工事の担当部署である治水課に在籍していた職員 X と個人的な関係性を構築できれば、今後、A 社の下水道関連工事についてアドバイスが受けられると考え、職員 X を飲食に誘った。

職員 X は、Y が市川市職員倫理規則（以下「倫理規則」という。）に規定する利害関係者に該当し、飲食をともにすることは適当でないと考え、Y の飲食の誘いを断り続けていたものの、断り続けるのも悪いと思い Y と飲食をともにし、自己の飲食に要した費用の支払を申し出たが拒否された。

その後、職員 X は、Y が飲食接待を行う目的は、下水道関連工事の予定価格など A 社にとって有用な本市内部の情報を得られるようにするために、恩を売り関係を維持することにあるということを理解しながら、時には自ら飲食接待を要求するなど、平成 26 年頃から令和 6 年 5 月までの間、平成 28 年 4 月の低額の飲食及び Y の誕生日会と称した飲食を除き、平成 28 年度までの間は 2・3 か月に 1 回、その後は 1 か月に 1 回、最終的には 1 か月に 2・3 回の頻度で、他の職員に発見される可能性のある駅周辺の飲食店を避けた本市外に所在する飲食店において、飲食接待を受けることを繰り返していた。

そして、職員 X は、下記③及び④の予定価格等の提供に関し、令和 4 年 12 月 13 日から令和 6 年 4 月 22 日までの間、50 回にわたり、松戸市所在の飲食店ほか 15 か所において、Y から、代金合計約 30 万 6,700 円相当の飲食接待を受けていた。

③ 予定価格の提供

Y は、職員 X が平成 28 年 4 月に下水道関連工事の担当部署である水と緑の部河川・下水道整備課の課長となって間もなく、職員 X なら入札手続開始前に予定価格を把握していると考え、職員 X に対し、飲食接待の場において、下水道関連工事の予定価格の提供を求め、職員 X は、当初拒否していたものの、Y から飲食接待を繰り返し受けてきた恩に報いたいとの気持ちから、Y に対し、下水道管渠（かんきょ）布設工事及び下水道道路復旧工事の予定価格の提供を開始し、以後、電話や口頭、文書の手交などにより、予定価格を繰り返し提供していた。

その後、職員 X は、令和 2 年 4 月 1 日に水と緑の部次長となったが、下水道関連工事の入札に係る執行伺を審査する際、添付されていた設計書から工事名及び後に予定価格となる設計金額を自ら作成した一覧表に転記し、自席の引出しに保管するようになった。

そして、Y は、本市の令和 5 年 4 月 1 日の組織改編により下水道部次長となった職員 X に対し、令和 5 年 8 月 17 日に開札が行われた本市発注の「市川第 4-4 処理分区汚水管渠布設工事（R0508 工区）」に係る一般競争入札及び同月 18 日に開札が行われた本市発注の「市川第 4-4 処理分区汚水管渠布設工事（R0513 工区）」に係る総合評価一般競争入札の公告前に、これらに係る予定価格の提供を依頼し、職員 X は、上記の自ら作成し、自席の引出しに保管していた一覧表に基づき、パーソナルコンピューターを用いて、それらの予定価格の一覧表を作成して、これを印刷した文書を同年 7 月 10 日頃、松戸市所在の飲食店において、Y に手交した。

④　予定価格及び最低制限価格の提供

Y は、A 社が受注した汚水管渠布設工事に係る公共下水道道路復旧工事は是非とも受注したいと考えていたほか、同工事の入札参加資格は、汚水管渠布設工事に比べて緩和され、入札参加者も増加するため、受注調整が困難であることから、最低制限価格で入札する必要があると考え、職員 X に対し、令和 5 年 10 月 4 日、本市外所在の飲食店において、同月 19 日に開札予定の「公共下水道道路復旧工事（R0512）」の予定価格及び最低制限価格の提供を依頼した。

職員 X は、同月 5 日頃、同工事の予定価格については、上記③記載のとおり、自ら作成し、自席の引出しに保管していた一覧表に基づき、また、同工事の最低制限価格については、予定価格と異なり、執行伺の審査時に把握できないため、当時アクセスする権限を有していた下水道建設課の共有フォルダ内に保存されていた予定価格調書[8]に記載のある最低制限価格を閲覧した上、Y に、電話で、これらを提供した。

⑤　その他の入札に関する秘密事項の提供

本市発注の汚水管渠布設工事の入札参加資格を有する建設業者の間では、各建設業者の事務所が置かれる地域を施工場所とする汚水管渠布設工事を優先的に受注できるという暗黙のルールがあり、それに従って受注調整がされてきた。

Y は、A 社の売上げの大部分は、本市が発注する汚水管渠布設工事が占めており、売上げを確保するため、毎年 3、4 件程度の汚水管渠布設工事を受注したいと考え、職員 X に対し、毎年年末に、公表前の翌年度に本市が発注する予定の汚水管渠布設工事の一覧の提供を依頼していた。

8　予定価格調書 … 予定価格のほか、入札に関する秘密事項である最低制限価格又は低入札調査基準価格・失格判定基準価格を記載した調書

職員 X は、下水道建設課が翌年度に本市が発注する予定の汚水管渠（かんきょ）布設工事の発注スケジュールを管理するために作成していた一覧表を基に、不要な項目を削除するなどして、翌年度の本市発注予定の汚水管渠布設工事の一覧表を作成し、令和 4 年 12 月 19 日に公表前の令和５年度の本市発注予定の汚水管渠布設工事の一覧表を、令和 5 年 4 月 24 日にその確定版を、同年 5 月 12 日にその修正版を、同年 11 月 27 日に公表前の令和 6 年度の本市発注予定の汚水管渠布設工事の一覧表を、それぞれ本市外所在の飲食店において、Y に手交していた。

また、職員 X は Y の求めに応じ、令和 5 年 5 月 29 日、公表前の令和５年度の本市発注予定の汚水管渠布設工事に係る一般競争入札等の公告日を記載した文書も手交していた。

イ　第２事件

①　前提事実

職員 X は、治水課に所属していた平成元年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 31 日までの間に、Z と面識を有するに至った。

本市では、職員 X が入庁した当時から、職員が、下水道関連工事について、建設業者の質問に答える形で、予定価格の近似値を提供するということが横行しており、職員 X も同様に対応していた。

職員 X は、平成 28 年 4 月、下水道関連工事の担当部署である水と緑の部河川・下水道整備課の課長となり、同課が発注する下水道関連工事に関し、Z との間で仕事上のやり取りをすることが増加した。

Z は職員 X に対し、平成 30 年頃から、C 社が積算した下水道関連工事の価格を提示し、これに対し職員 X は、「もうちょっと上」や「そのくらい」などと、予定価格の近似値を口頭で提供するようになり、令和元年及び令和２年度には、予定価格の 10 万円以下を切り捨てて口頭で伝えるようになった。

Z は、平成 30 年 5 月、B 組合の代表理事に就任し、本市発注の汚水管渠布設工事は、工事金額が大きいものが多く、これを受注できるかどうかは、市内の建設業者にとって大きな関心事であり、また、誰も受注しない汚水管渠布設工事が出てくると、本市が、入札に参加する事業者の範囲を、本市外の建設業者にまで広げる必要があると考えかねないため、汚水管渠布設工事の入札参加資格の要件を満たす B 組合加盟の建設業者のうち、汚水管渠布設工事を受注している十数社で、それぞれの建設業者が所在する地区を施工場所とする工事をその建設業者が受注するという暗黙のルールに則り、本市が公表した発注予定工事の一覧表から、汚水管渠布設工事の数が多い地区を確認し、その地区に所在する建設業者から全て受注可能かを確認して、受注しきれない場合には余裕のある建設業者に受注を依頼する方法で受注調整を行っていた。

② 予定価格の提供

Z は、令和 3 年度の本市発注の汚水管渠（かんきょ）布設工事に係る一般競争入札等の公告前に、各建設業者が、市役所を訪れて、それぞれ下水道関連工事の担当職員に汚水管渠布設工事に係る予定価格を聞くなどしている様子を目の当たりにし、多数の建設業者が、市役所に押しかけると、他部署の職員や、市民から怪しまれるのではないかと考え、このような状況を解消するため、予定価格をまとめて提供してもらい、B 組合の代表理事として B 組合加盟の建設業者に伝えるという手法を、当時、水と緑の部次長であった職員 X に提案した。

職員 X は、汚水管渠布設工事の発注件数が大幅に増加し、職員に予定価格に関する情報の提供を求めて来庁する建設業者が増えて、目に付くようになっており、市民の目もあるので、そのような状況は好ましくないと考え、また、下水道関連工事に関し入札不調が起きると、再入札のため設計書を作成し直さなければならないなど職員の業務負担が増えるとともに、工事の開始時期が遅延して本市の下水道整備計画が滞り、課題であった下水道普及率の向上に支障が生じるため、Z の提案を受け入れた。

その後、職員 X は、前記ア③記載のとおり、自席の引出しに保管していた一覧表に基づき、パーソナルコンピューターを用いて、令和 3 年度の本市発注の汚水管渠布設工事に係る予定価格の一覧表を作成し、これを印刷した文書を令和 3 年 6 月 30 日に、Z に手交した。

また、Z は職員 X に対し、令和 4 年度の本市発注の汚水管渠布設工事に係る一般競争入札等の公告前に、その予定価格の提供を依頼し、職員 X は、上記と同様の手法で、令和 4 年度の本市発注の汚水管渠布設工事に係る予定価格の一覧表を作成し、これを印刷した文書を令和 4 年 6 月 29 日に、Z に手交した。

そして、Z は、令和 5 年 4 月 1 日の組織改編により下水道部次長となった職員 X に対し、令和 5 年度の本市発注の汚水管渠布設工事及び総合地震対策工事に係る一般競争入札又は総合評価一般競争入札の公告前に、その予定価格の提供を依頼し、職員 X は、上記と同様の手法で、令和 5 年 7 月 27 日から同年 8 月 18 日までの間に開札が行われた本市発注の工事 19 件に係る一般競争入札又は総合評価一般競争入札に係る予定価格の一覧表を作成し、これを印刷した文書を同年 7 月 12 日頃、市川市役所第 2 庁舎 3 階会議室 1 において、Z に手交した。

⑵　アンケート調査

本事件の検証の基礎資料を収集するため、以下のアンケートを実施した。

なお、アンケートは、正確な実情を把握するため、「アンケートに回答することにより何らかの不利益を被るのではないか」などの回答者の不安を払拭する必要があったことから、人事管理や入札制度などの業務に従事する職員が一切関与することのないよう、本市ではなく会議が主体となって実施したものである。

ア　アンケートの概要

区　　分	市川市職員倫理規則に関するアンケート	市川市における入札制度等に関する事業者向けアンケート
目　　的	倫理規則の運用状況など、組織全体の状況を把握する。	本市の入札制度に関する現状を把握する。
実施期間	令和６年 11 月 27 日 ～ 令和６年 12 月 11 日	同　左
対象者数	全職員 約 5,500 人	下水道工事関連事業者 約 90 社
回答者数	4,673 人	71 社
回 答 率	約 84%	約 76%

イ　アンケート結果の概要

①　市川市職員倫理規則に関するアンケート

㋐　あなたは、入庁してからこれまでの間に、倫理規則に抵触する行為を行ってしまったことはありますか。

4,673 件の回答

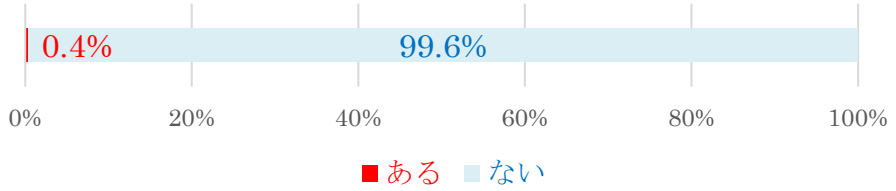

㋑　あなたは、他の職員が、倫理規則に抵触する行為を行ったのを見聞きしたことがありますか。

4,673 件の回答

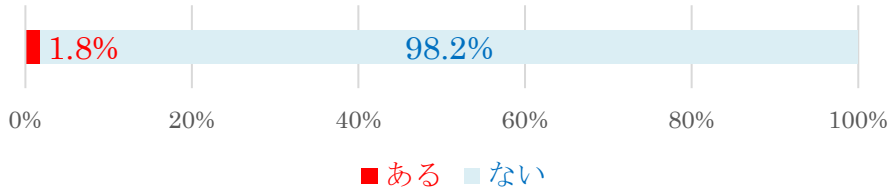

㋒　あなたは、入庁してからこれまでの間に、利害関係者と共に飲食をしたことがありますか。

4,673 件の回答

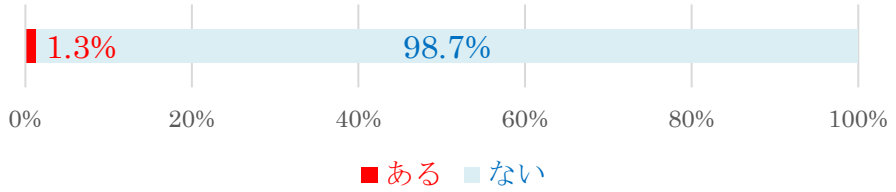

㋓　あなたが利害関係者と共に飲食をした場合において、一度でもあなたが、あなたの飲食に要した費用を支払わなかったとき、又はあなたが支払った額（自己負担額）が、あなたの飲食に要した費用に不足していた（＝一部を利害関係者が負担していた）可能性があるときがありましたか。

63 件の回答

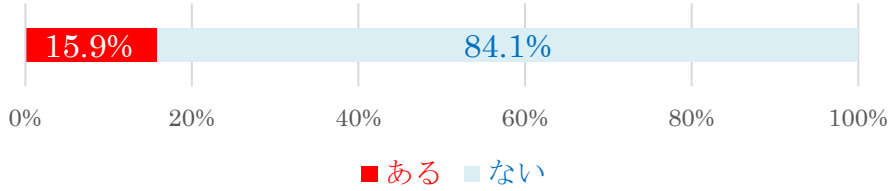

㋔　あなたが利害関係者と共に飲食をした場合において、あなたの飲食に要した費用について、利害関係者の負担によらなかった（＝全額自己負担した、又は利害関係者以外の第三者が負担した）ときはありましたか。

53 件の回答

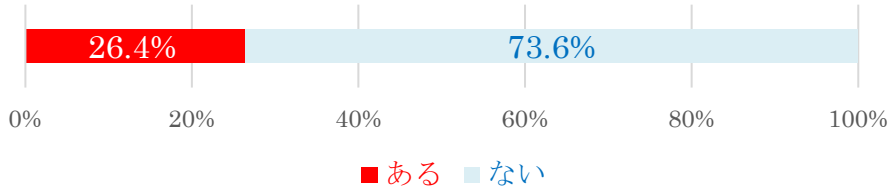

㋕　あなたは、入庁してからこれまでの間に、他の職員が、利害関係者と共に飲食をしたのを見聞きしたことがありますか。

4,673 件の回答

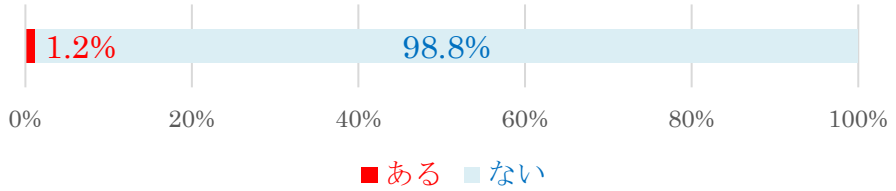

㋖　あなたは、利害関係者から、法令に違反する行為や公正な職務の執行に反する行為などを求める働きかけ（以下「働きかけ」といいます。）を受けたことがありますか。

4,673 件の回答

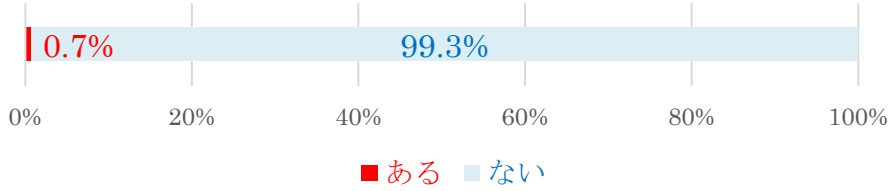

㋗　あなたは、他の職員が、利害関係者から、働きかけを受けたのを見聞きしたことがありますか。

4,673 件の回答

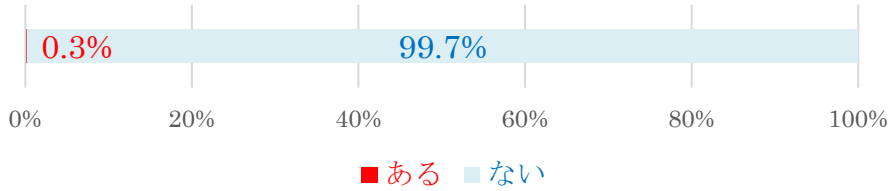

㋘　あなたは、自分や他の職員が、利害関係者から働きかけを受けたときに、対応に困ったことがありますか。

4,673 件の回答

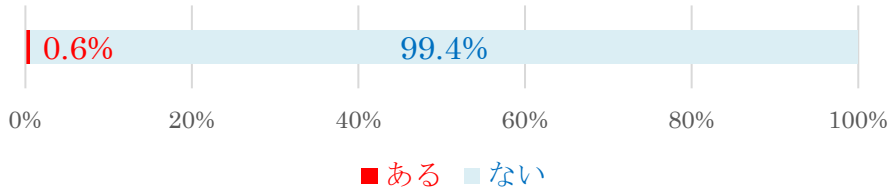

㋕　現在、内部通報相談窓口（人事課）が設置されており、法令違反等に関して職員の相談に応じる体制を整備しています。
　この制度は知っていましたか。

4,673 件の回答

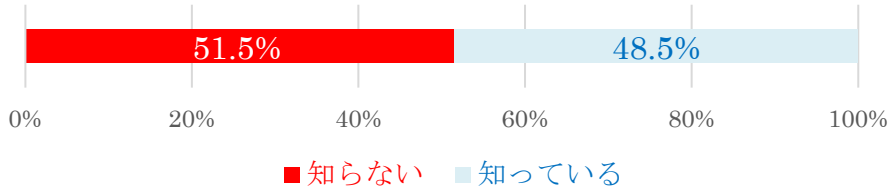

㋖　現在、不正な働きかけ相談窓口（職員課行政対象暴力担当室）が設置されており、外部からの不正な働きかけ等に関して職員の相談に応じる体制を整備しています。
　この制度は知っていましたか。

4,673 件の回答

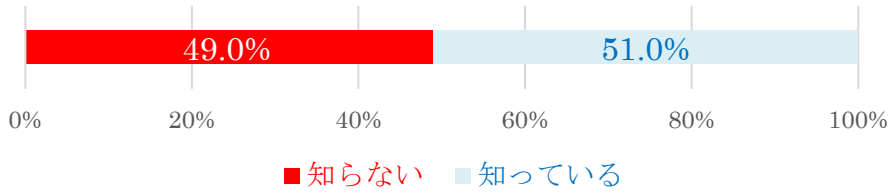

② 市川市における入札制度等に関する事業者向けアンケート

㋐　本市の職員が貴社に対し、便宜を図るような不当な要求又は利益供与と思われる行為の要求を行ったことがありますか。

71 件の回答

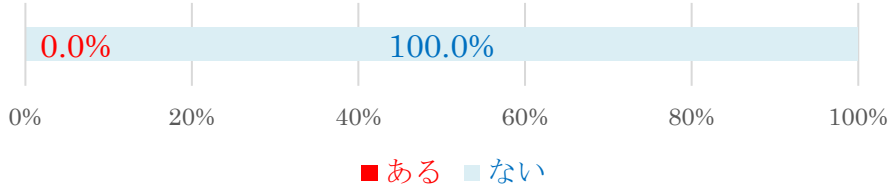

㋑　本市の職員が業界団体や他の事業者等に対し、便宜を図るような不当な要求又は利益供与と思われる行為の要求をしたのを見たり、聞いたりしたことがありますか。

71 件の回答

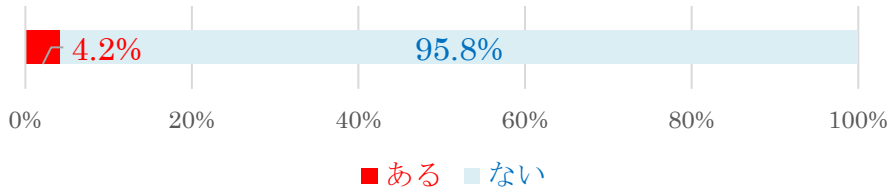

㋒　業界団体や他の事業者等が本市の職員に対し、便宜を図るような申出又は利益供与と思われる行為の申出をしたのを見たり、聞いたりしたことがありますか。

71 件の回答

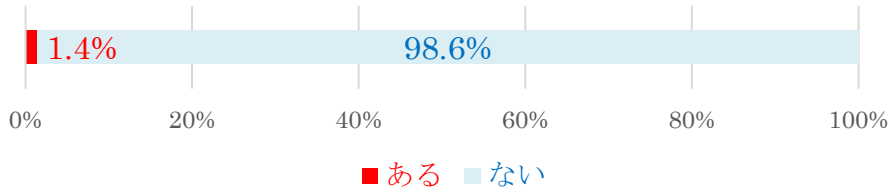

㋓　倫理規則を知っていますか。

71 件の回答

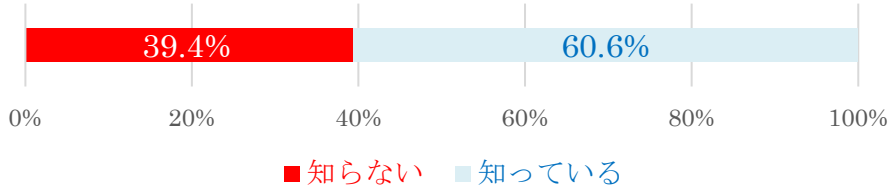

㋓　貴社と業務上関わりのある市の職員と貴社との関係が「倫理規則が規定する利害関係者」に該当することを知っていますか。

71 件の回答

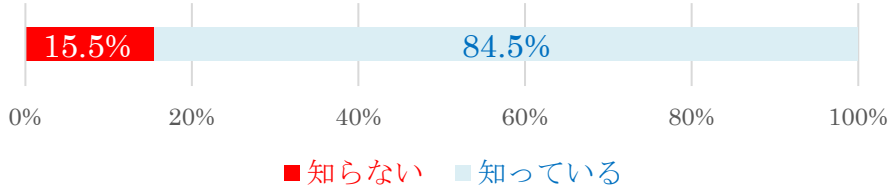

㋕　市の職員と利害関係者との間での「禁止行為」を知っていますか。

71 件の回答

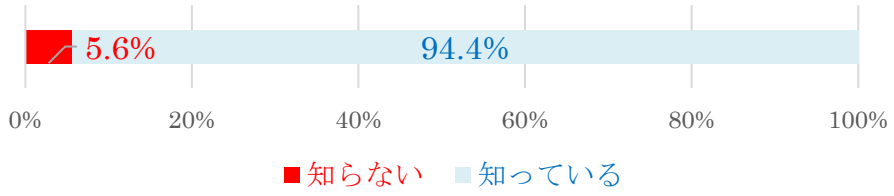

㋖　本市の入札において、適正な競争関係が保たれていると思いますか。

71 件の回答

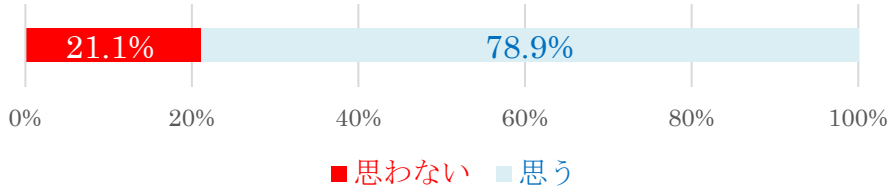

3　検証（本事件の発生要因等の検証）

本事件の検証は、会議出席者の意見を踏まえ、不正は、「機会」、「動機」及び「正当化」の3要素が単独ではなく相互に作用することで発生するとする「不正のトライアングル理論」[9]に基づき、これらの要素を視点に発生要因等の検証を実施した。

⑴　機会

「機会」とは、不正を行うための手段や環境が整っている状態とされている。

本事件においては、次に掲げる「ア　組織ガバナンス（統治・支配・管理）の機能不全」及び「ウ　人事管理の脆弱性（ぜいじゃく）」により、上司などのチェック機能などが欠如し、また、「イ　入札に関する秘密事項の情報管理の脆弱性（ぜいじゃく）」により、入札情報へのアクセス権限が徹底されていなかったなど、悪意のある職員が存在する状況下において、容易に不正ができる環境が存在していたことを認めざるを得ない。

ア　組織ガバナンス（統治・支配・管理）の機能不全

①　組織的なマネジメントの欠如

職員は、職員による法令違反行為等を確知した場合には、上司等への相談等を通して法令違反行為等が行われ、又は行われようとしていることを速やかに防ぐべきものであるが、そのような対応がなされることはなく、組織的なマネジメントが機能していなかったことが要因であることは明白である。

②　内部公益通報制度の浸透不足

本市は、公益通報者保護法等の趣旨を踏まえ、職員による法令違反行為等の通報又は相談を受け付ける内部通報・相談窓口を総務部人事課に設置していたが、本事件が発覚するに至るまで、下水道関連工事について、職員が建設業者の質問に答える形で予定価格の近似値を提供するという違法行為が横行していたにもかかわらず、この制度が適切に活用されることはなかった。

その要因は、倫理規則に関するアンケートにおいて、約半数の職員が「内部公益通報制度を知らなかった」と回答していることからも明らかなとおり、内部公益通報制度が職員に浸透していなかったことにあることは明白である。

9　不正のトライアングル理論 … アメリカの犯罪学者ドナルド・R・クレッシー氏が提唱した理論で、個人が不正行為に手を染める際の心理的要因を「機会」、「動機」及び「正当化」の３つの観点からモデル化したもの

③　不正な働きかけ等に対する組織的な対応制度の浸透不足

本市は、法人等が、職員の意に反して、職務上知り得た秘密を漏らすことなど職員の職務に関する行為を正当な理由又は特別の事情がなくて当該職員にさせるために、強要、暴行その他の行為をする不正な働きかけ又は不正な働きかけに発展するおそれがある行為（以下「不正な働きかけ等」という。）に応じることを未然に防ぎ、もって職員が市民のために安心して職務に専念できる環境を整備するとともに、職員及び公務に対する市民の信頼を確保することを目的として「市川市職員への不正な働きかけ等に対する組織的な対応に関する規則」[10]を定め、職員が不正な働きかけ等を受けた場合に、その不正な働きかけ等に対し組織的に対応するために必要な事項を定めていたが、本事件において、Y及びZからの働きかけに対し、この制度が適切に活用されることはなかった。

その要因は、倫理規則に関するアンケートにおいて、約半数の職員が「不正な働きかけ相談窓口が設置され、外部からの不正な働きかけ等に関して職員の相談に応じる体制を知らなかった」と回答していることからも明らかなとおり、不正な働きかけ等に対する組織的な対応制度が職員に浸透していなかったことにあることは明白である。

イ　入札に関する秘密事項の情報管理の脆弱（ぜいじゃく）性

①　入札に関する秘密事項について

市川市財務規則第100条第1項は、「予定価格、一般競争入札に係る調査基準価格又は最低制限価格を決定したときは、予定価格調書を作成し、封書にして保管しなければならない。」と規定しているように、予定価格及び最低制限価格については入札に関する秘密事項であって、厳重な管理が求められている。

なお、官製談合防止法第8条は、「職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆（そそのか）すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金に処する」と規定している。

②　予定価格の管理

職員Xは、次長として下水道関連工事の入札に係る執行伺を審査する際、添付されていた設計書から工事名及び後に予定価格となる設計金額を自ら作成した一覧表に転記し、これに基づき、パーソナルコン

10　「市川市職員への不正な働きかけ等に対する組織的な対応に関する規則」… 同規則は、令和8年9月30日限りで廃止されているが、現在、不正な働きかけについては、「市川市職員に対するカスタマー・ハラスメントの防止等に関する規則」により対応している。

ピューターを用いて、予定価格の一覧表を作成して、これを印刷した文書をＹ及びＺに手交していたものであるが、市川市事務決裁規程別表第２の21は、執行伺又は契約締結伺（予算科目が工事請負費であるもの）の承認のうち、設計金額が5,000万円を超えるものは、管財部長の専決事項としており、その審査の過程で下水道関連工事を所管する部の次長が事前審査することに必要性は認められ、結果的に、職員の公務員倫理や規範意識に委ねざるを得ないものではあるが、この執行伺の決裁過程が本事件の直接の要因ではないものの本事件の背景の一つと考えられる。

③　最低制限価格の管理

職員Ｘは、「公共下水道道路復旧工事（R0512）」の最低制限価格については、当時アクセスする権限を有していた下水道建設課の共有フォルダ内に保存されていた予定価格調書に記載された最低制限価格を閲覧した上、電話でＹに提供していたものであるが、予定価格及び最低制限価格を記載し作成した予定価格調書は、原則として封書にして保管しなければならないところ、開札日前に、下水道建設課の共有フォルダ内にパスワードで保護されることもなく保存され、その共有フォルダにアクセスする権限を有していた同部の部長及び次長並びに同課の全職員が自由に閲覧できる状態にあり、予定価格調書の管理が不適切であったことが要因であることは明白である。

ウ　人事管理の脆弱（ぜいじゃく）性

本市は、業務の属人化や固定化を避けるなどの観点から人事異動を通じて組織全体の活性化に努めてきたところであるが、下水道整備事業など専門的な知識を必要とする業務を担う技術職については、事業特性上、配置する所属が一定程度限定されるほか、経験・ノウハウの蓄積や技術継承なども重要な要素であることから、同一所属に長期的又は再度在籍する場合がある。

業務に習熟した職員が、同一職場に在籍することは、業務水準の維持・向上や技術継承に有効である反面、職場での過度な影響力を持つおそれや事業者との慣れあいが生じることも否定できず、長期在籍が本事件の直接的な要因になっているとは考えにくいものの、本事件の背景の一つと考えられる。

加えて、本市を退職した職員がB組合に再就職をしていた事実も確認されており、現役職員が、退職職員から不正な働きかけ等を受けていた事実は認められなかったものの、退職職員に何らかの配慮をしていた可能性を否定することはできない。

⑵　動機

「動機」とは、個人が不正を行うに至る内的な誘因とされている。

本市の汚水処理人口普及率は、令和２年度末現在において、86%となっており、全国の92.1%、千葉県の89.5%、近隣市の90%代後半よりも低い水準にあったことから、令和６年度までに、公共下水道の整備により、87.1%にまで引き上げることを目標としていたが、公共下水道整備事業においては、社会経済情勢が大きく変化する中、建設資材、人件費等が上昇するなどしていたほか、浸水対策、地震対策及び老朽化対策への対応も求められていた。

職員Ｘは、下水道関連工事に関し入札不調が起きると、再入札のため設計書を作成し直さなければならないなど職員の業務負担が増えるとともに、工事の開始時期が遅延して本市の下水道整備計画が滞り、課題であった下水道普及率の向上に支障が生じるため、Zの提案を受け入れたとしており、本市下水道整備事業を取り巻く上記の環境が、本事件を発生させるに至った動機の一つと考えられる。

⑶　正当化

「正当化」とは、不正を合理化する思考過程とされ、個人の価値観や倫理観に深く根差すものではあるが、本事件においては、以下の「公務員倫理・規範意識の欠如」により、職員X等は、他の職員が不正をしており問題ないなどといった誤った心理状態にあったと容易に推認され、不正を許容しない組織風土が醸成されていなかったと認めざるを得ない。

ア　公務員倫理・規範意識について

日本国憲法第 15 条第 2 項は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定し、これを踏まえ、地方公務員法第 30 条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならならない。」と規定して、地方公務員の服務の根本基準を明らかにしている。

職員は、同法第 31 条に基づき本市が定めた「職員の服務の宣誓に関する条例」に基づき、採用される際、「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体（たい）するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」と記載した宣誓書を任命権者に提出し、服務の宣誓をしている。

また、本市は、市川市職員服務規程第２条において、服務の原則として、「職員は、全体の奉仕者としての職責を自覚し、法令、条例、規則

その他の規程を遵守するとともに、執務に当たっては的確迅速に行動しなければならない。」、「職員は、市川市職員であるという自覚と誇りを持ち、市民から信頼と納得を得ることができるよう全力を挙げて職務を遂行しなければならない。」、「職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識し、自らを律して行動しなければならない。」などを規定し、これらを職員に義務付けている。

さらに、本市は、職員は、全体の奉仕者であって、その職務は市民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として倫理規則を定め、「職員が職務として携わる事務の相手方である事業者等」の利害関係者から飲食接待を受けること等を禁止しているほか、自己の飲食に要する費用を負担して利害関係者と飲食をする場合において、その費用が１万円を超える場合には、服務管理者（部長級の職員）にその旨を届け出ることを義務付けている。

イ　職員Xについて

職員 X は、Y が倫理規則に規定する利害関係者であることを認識し、また、Y からの飲食接待が下水道関連工事の予定価格など A 社にとって有用な本市内部の情報を得られるようにするために、恩を売り関係を維持することにあり、この飲食接待が賄賂に当たることを理解しながら、Y から飲食接待を繰り返し受け、入札に関する秘密事項である予定価格等を提供していたものであり、上記ア記載の公務員倫理や規範意識が欠如していたことが要因であることは明白である。

ウ　その他の職員について

職員Xが入庁した平成元年当時から、他の職員が建設業者に対し、その質問に答える態様で予定価格の近似値を提供していたほか、令和３年度以前から、本市発注の汚水管渠（かんきょ）布設工事に係る一般競争入札等の公告前には、建設業者が、市役所を訪れて、職員から汚水管渠布設工事に係る予定価格の提供を受けるなどしており、職員Ｘ以外の職員も、入札に関する秘密事項である予定価格又はその近似値を建設業者に提供していたものであって、建設業者からの働きかけに毅然とした対応が図られていなかった。

また、倫理規則に関するアンケートの結果からも、自己の飲食に要する費用を支払わずに利害関係者と飲食をした職員等が確認されており、これらからすれば、組織的に公務員倫理や規範意識が欠如していたことも要因の一つであることは明白である。

エ　公務員倫理等の浸透不足

本市は、これまで、新規採用職員や初めて管理監督的地位を担う主幹（しゅかん）職に昇任する職員などを対象に、公務員倫理をはじめとしたコンプライアンスに関する職員研修を継続的に実施するとともに、懲戒処分等の不祥事が発生した際には、全職員に服務規律の確保を繰り返し周知してきたところではあるが、会計年度任用職員を含む全職員に対して網羅的にコンプライアンスに関する研修を実施できていなかったほか、研修等の実施そのものが目的化し、取組が形骸化していたことも否めないなど、これまでの取組の効果が十分ではなく、公務員倫理や規範意識が職員に浸透していなかったことは、組織として重く受け止めなければならない。

第３　再発防止策

本市は、前記第２の「３　検証」の結果を踏まえた再発防止策についても会議出席者の意見を聴取し、不正のトライアングル理論の３要素である「機会」、「動機」及び「正当化」の要因に対応した再発防止策を実施することとした。

なお、再発防止策は、対応可能なものから早急に実施してきており（これまでに実施した再発防止策については、「【実施済】」と表記している。）、今後も同様に実行に移していく。

１　「機会」に対応する再発防止策

職員が不正を行うことができる手段や環境を是正するため、以下の再発防止策を講ずる。

⑴　組織ガバナンスの機能向上

ア　コンプライアンス推進体制の整備

本市における体系的なコンプライアンスの確保を推進するため、「ルールの整備」、「組織の整備」及び「手続の実践」の視点で、コンプライアンス推進体制の構築を検討する。

なお、この再発防止策は、本市が令和２年４月24日に執行した「市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事」の総合評価一般競争入札に係る公契約関係競売入札妨害事件に関連する本市組織内部の事務手続に係る事実の把握や原因の分析、再発防止策を取りまとめた令和６年８月の「市川市公契約関係競売入札妨害事件に係る内部事務検証委員会報告書」において示した「体系的にまとめたコンプライアンス指針の策定や階層別のコンプライアンス研修の実施など」及び「内部公益通報制度の周知徹底及び職員が通報・相談をしやすい環境（仕組み）の構築」についても対応するものである。

①　ルールの整備

㋐　基本方針の策定

組織的に一体となってコンプライアンスの取組を進めるため、本市におけるコンプライアンスの意義やコンプライアンスに関して職員が意識すべき基本的事項である行動指針などのコンプライアンスの推進に向けた基本的事項を定める。

㋑　行動規範（コンプライアンス・ハンドブック）の策定

上記基本方針で定める行動指針に従った行動を職員が着実に実行できるようにするため、職員がとるべき行動の考え方や具体的な場面に沿った心構えなどの行動規範を定め、これを職員に配布する。

② 組織の整備

㋐ コンプライアンス実行組織（担当）の設置

CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を筆頭に、コンプライアンス責任者や日々のコンプライアンスの状況を管理するコンプライアンス担当者などを配置するほか、コンプライアンスの運用状況の監視などを担う組織（担当）を設置する。

㋑ コンプライアンス委員会の設置

コンプライアンス推進体制が適切に機能しているかモニタリングを実施するための組織として、職員で組織する「コンプライアンス委員会」を設置する。

また、同委員会には、コンプライアンス推進体制の実効性を客観的に確認するため、必要に応じて、弁護士等の外部有識者から意見を聴取することができる機能を整備する。

③ 手続の実践

㋐ 教育・研修

職員がコンプライアンスを尊重する組織風土を醸成するため、コンプライアンス研修など、コンプライアンスの重要性を理解する機会を多く確保する。

また、コンプライアンス研修は、昇任時など時機を捉えて繰り返し定期的に実施するほか、そのアンケートや下記㋑のセルフアセスメントの結果も活用して、コンプライアンスに関する職員の意識を継続的にモニタリングし、適宜見直しを図る。

㋑ セルフアセスメント

各部署や職員の意識向上と自律的なリスク発見に資するため、職員が自らの業務における法令遵守の状況等を自ら評価し、問題点や改善策を導き出すセルフアセスメントを実施する。

㋒ 内部公益通報制度の改善【実施済】

内部公益通報制度の機能向上を図り、コンプライアンス違反の早期発見に努める。

ⅰ 第２庁舎内部窓口の増設

本事件が第2庁舎において発生していたことを考慮し、内部公益通報受付・相談窓口の内部窓口を、第１庁舎4階の総務部人事課に加え、令和7年4月7日に第2庁舎4階にも設置した。

ⅱ 外部窓口の設置

職員が内部公益通報等をしやすい環境を整備するため、令和7年5月23日に弁護士による内部公益通報受付・相談窓口の外部窓口を設置した。

なお、これらⅰ及びⅱは、電子メールや本市公式webサイトへの掲載などにより、職員等に周知している。

iii　機能向上

内部公益通報制度に対する信頼度の向上を図るため、通報対象事実がすでに通報のあったコンプライアンス違反事案と同一である場合など一定の場合を除き、受け付けた通報は全て調査を実施する運用変更を令和7年5月12日に行った。

iv　情報提供

本事件においては、職員XからA氏に飲食接待を要求する働きかけも認められているところ、本市の内部公益通報制度は、通報者の範囲を職員に限らず市民等にまで拡大していることから、B組合に対し、職員による法令違反行為等を見聞きした場合における本市内部公益通報制度の活用について、加盟建設業者等に周知するよう令和7年5月30日付けで依頼した。

イ　適切な情報開示と透明性の確保

コンプライアンス推進の一環として、行政運営の透明性を確保し市民の皆様への説明責任を果たすとともに、不適正事案を組織内部で情報共有することで、不適正事案の再発防止、さらには発生の未然防止につなげるため、現在の公務に関する不適正事案で懲戒処分を行ったものに加え、事務事業を執行する上で発生した事務処理ミスや事件・事故等の概要を公表するほか、内部公益通報についても、現在の件数のみの公表に加え、その概要を公表する。

⑵　建設工事に係る入札制度の見直し【実施済】

本事件の発生要因は、予定価格等の管理が不適切であったことが大きいが、その対応にとどまらず、建設工事に係る入札制度を以下のとおり抜本的に見直し、令和７年６月１日以後に公告する建設工事に係る入札について適用した。

ア　職員への働きかけ・情報漏えいの防止

入札に関する秘密事項を不正に入手しようとする働きかけを防止するとともに、入札に関する秘密情報の管理を強化し、情報漏えいを防止する。

①　予定価格の事前公表

入札に関する秘密情報を不正に入手しようとする働きかけを防止するため、これまでは開札後に公表していた予定価格を、入札公告時に公表する。

②　入札公告時における積算根拠の明示

予定価格の積算の根拠となる本市独自で決定した単価や交通誘導警備員の総配置人数など、これまで非公表としていた積算条件を入札公告時に明示することで、予定価格の積算の透明性を高める。

③　入札情報管理の強化

情報漏えい防止のため、予定価格調書の作成時の事務手続を見直し、調書作成に関わる職員を最小限にする。

また、予定価格や最低制限価格等の算定の基となる金入り設計書[11]について、電子データを共有フォルダに保存すること等を禁止する。

【管理方法等の見直し】

予定価格調書	（作成方法） 予定価格調書の作成者（担当部長又は課長）以外の管理職が最低制限価格等の非公開情報を入手することを防止するため、調書作成時の決裁を不要とする。 （管理方法） 電子データの複製・共有フォルダへの保存を禁止する。
金入り設計書	（　　紙　　） 入札発注に最小限必要なもの以外の印刷・複写を禁止する。 （電子データ） 電子データの複製・共有フォルダへの保存を禁止する。

④　入札参加資格の事後審査

入札参加資格の審査は、開札前に市職員が入札参加者を把握できないよう、開札後に行う。

⑤　契約変更に係る審査の強化

契約後に設計変更する場合には、これまで工事担当課のみで技術的審査をしていたが、工事担当課に加え、管財部技術管理課が技術的審査をすることで、内部のチェック体制を強化する。

11　金入り設計書 … 予定価格や最低制限価格等の算定の基となる設計金額や単価・諸経費等の内訳を記載した積算資料

イ　競争性の確保の徹底

上記アの「①　予定価格の事前公表」により、職員が予定価格を探るなどの不正行為の防止が図られる一方、予定価格が目安となって競争が制限され落札価格が高止まりになることや事業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があることなどが指摘されていることから、競争性を確保するため、入札参加資格を拡大するとともに、施工能力が不十分な事業者を排除することで、適正な競争環境を整備する。

①　等級格付[12]別の対象工事金額の見直し

入札参加資格における事業者の等級格付別（ランク別）の対象工事金額を見直し、応札可能業者数を増やすことで競争性を高める。

【対象工事金額の見直し】

下位等級の対象工事金額の引上げ	下位等級の事業者が入札参加できる設計金額を引き上げ、下位等級の事業者の入札参加機会を確保するとともに、発注件数と企業数のバランスを図る。
対象工事金額の下限額の廃止	下位等級の事業者の受注実績が少ないこと、上位等級の事業者は小規模工事も施工可能であることを踏まえ、設計金額の下限額を設定せず、小規模工事は複数等級発注とすることで競争性の向上を図る。

12　等級格付 … 工事の品質確保のため、本市の建設工事に入札参加希望した事業者を、施工能力等で、工種ごとにＡ・Ｂ・Ｃ又はＡ・Ｂランクに分けており、等級（ランク）が上位に上がるほど、設計金額が高い入札に参加できる。

«見直し前»

等級 格付	土木一式	建築一式 舗装	とび・土工 電気、造園	管	その他
A	1,700 万円 以上	1,700 万円 以上	700 万円 以上	1,000 万円 以上	制限なし
B	700 万円以上 1,700 万円未満	1,700 万円 未満	700 万円 未満	1,000 万円 未満	700 万円 未満
C	700 万円未満	―	―	―	―

«見直し後»

等級 格付	土木一式	建築一式	とび・土工 電気、管	舗装、造園 その他
A	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
B	1 億円 未満	1 億円 未満	5,000 万円 未満	2,000 万円 未満
C	1,000 万円未満	―	―	―

<ランク別工事件数>　※発注イメージ（令和５年度 実績より）

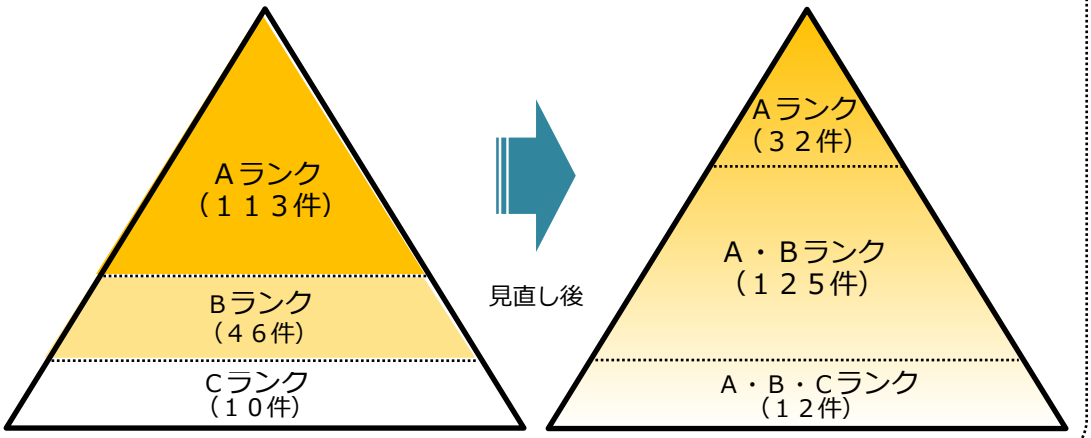

② 一般建設業の許可業者[13]の入札参加機会の拡大

本市では、設計金額が一定金額以上の工事について、特定建設業の許可業者であることを要件としていたが、これを廃止し、建設業法施行令どおりの要件とする。

これにより、一般建設業の許可業者であっても、下請契約の総額が同施行令で定める金額未満の場合は、設計金額に関わらず入札に参加できるようにする。

【一般建設業の許可業者が請け負うことができる工事金額】

種別	見直し前（市の基準）	見直し後（施行令と同一）
土木一式工事等	設計金額 5,000 万円以下	下請総額 5,000 万円未満
建築一式工事	設計金額 8,000 万円未満	下請総額 8,000 万円未満

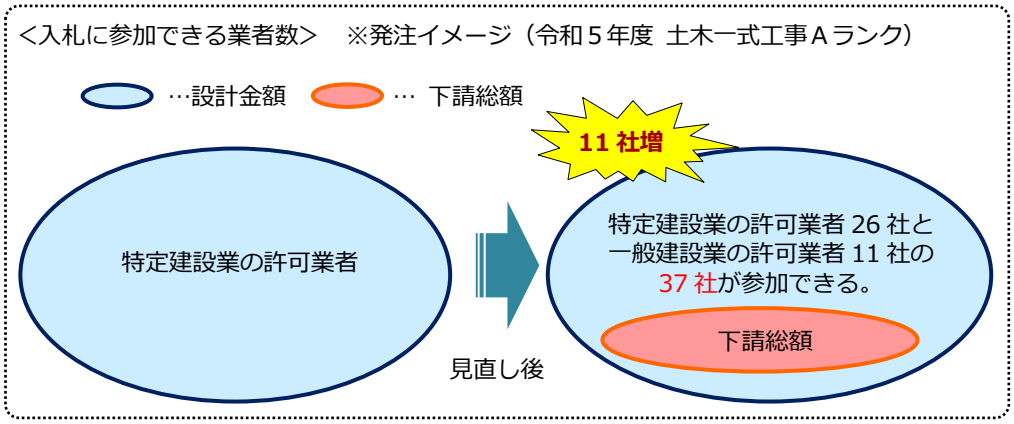

③ 再度公告における地域要件の拡大

当初の公告において入札不調となった案件について、再度公告に付す場合は、入札参加資格の地域要件を拡大することで、競争性を確保する。

13 一般建設業の許可業者 … 建設業の許可は、「一般建設業」と「特定建設業」に区分されており、特定建設業は、一般建設業の要件に加え、専任技術者と財産的基礎の基準等が厳しく設定されている。

④　不良・不適格業者の排除

㋐　工事成績不良業者の入札参加制限

工事の適正な品質を確保するため、個別の工事成績評定点[14]が65点未満であった事業者は、工事成績を通知した日から3か月間、入札に参加できないこととする。

㋑　等級格付への反映

本市の建設工事の競争入札へ参加を希望する事業者を等級格付する審査において、審査基準日前2年における本市の工事成績の平均点が65点未満の場合は、付与数値を「マイナス20点」とする。

«見直し前»

工事成績の平均点数	付与数値
６４点	８０
６３点	７５
５４点	３０
５３点以下	２５

«見直し後»

工事成績の平均点数	付与数値
６４点以下	△２０

⑶　人事管理の見直し【実施済】

事業特性を踏まえた人事異動に関する取扱いを見直し、長期在籍については、専門的な技術・スキルが必要な職種や障がい者への合理的配慮等により配置先が限定される場合に限り認めるなど、厳正な運用を行うこととする。

また、管理監督的地位にある管理職員の人事異動に際しては、これまでの技術職の配置に代えて事務職を配置することで、職場風土の硬直化を防ぎ、不適正事案が起こりにくい体制を確保するほか、事務職の配置に代えて技術職も配置することで、技術職の知識・経験の幅を広げるなど、事務職と技術職の柔軟な配置をより一層拡大して実施することで、組織の新陳代謝を促進する。

14　工事成績評定点 … 本市が発注した請負工事の施工状況の評価における点数

2　「動機」及び「正当化」に対応する再発防止策

「動機」は職員の内面に関わる問題も多く、また、「正当化」も職員の倫理観に関わるものであるため、完全に排除することは困難であるが、職員と建設業者が容易に接触することができないセキュリティエリアの導入などこれまでの物理的な対応のみならず、これらのきっかけを持たせないための環境整備を図ることは可能であることから、以下のとおり、「公務員倫理の再徹底」を図ることで、職員の倫理観を高め、誤った思考を払拭する。

⑴　公務員倫理の再徹底

職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保するため、全職員について、法令並びに条例及び規則その他の規程を遵守することを基本に、高い倫理観に基づき、公平かつ公正な公務を遂行するコンプライアンスの確保に資する研修等を実施し、公務員倫理の再徹底を図る。

なお、今後のコンプライアンスの確保に資する研修については、前記１⑴ア③の「㋐　教育・研修」において実施することとする。

ア　コンプライアンス特別研修【実施済】

①　概要

㋐　実施年月日等

令和7年1月10日、16日、20日、23日及び31日並びに同年２月19日の1日2回　全12回

㋑　場所

八幡市民会館（全日警ホール）

㋒　研修内容

内　容	講　師
入札談合の防止に向けて（独占禁止法と官製談合防止法）（1時間30分）	公正取引委員会職員
公務員倫理について（30分）	人事課職員

②　対象者

常勤職員（技能労務職員を除く。）　3,015人

③　受講率

100パーセント

イ　会計年度任用職員コンプライアンス特別研修【実施済】

①　概要

㋐　実施年月日等

令和7年5月22日及び23日の1日4回　全8回

㋑　場所

八幡市民会館（全日警ホール）

㋒　研修内容

内　容	講　師
公務員倫理について（1時間）	人事課職員

②　対象者

会計年度任用職員　2,187人

③　受講率

100パーセント

④　その他

会計年度任用職員は、年度ごとに任用する職であり、その任用時に公務員倫理に関する知識の浸透を図るため、本研修の概要を配付する。

ウ　本報告書の周知

本事件で問題となった内容を職員が理解することで、各職員による公務員倫理に即した主体的な行動を促すため、全職員に本報告書を周知する。

エ　公務員倫理カードの携帯

職員自ら公務員倫理の実践に努めるようにするため、職員が自らを律する行動規範等を記載したカードの作成・配布を行い、全職員が常時携帯する。

オ　内部公益通報制度の改善【実施済】（前記１⑴ア③㋒ 再掲）

内部公益通報制度の機能向上を図り、コンプライアンス違反の早期発見に努める。

おわりに

職員は、災害・事故発生時をはじめ、過酷な状況下においても、使命感を持って業務に励んでいるなか、今般、市民のいのちと暮らしを守る強くしなやかなまちづくりのために日々最前線で奮闘しなければならない職場において、幹部職員による公務上の不正が生じ、市政に対する信頼を失墜させるに至ったことは痛恨の極みであり、また、日々の業務を真剣かつ適正に遂行している多くの職員に無念の思いを抱かせたところです。

前記したとおり、本事件が生じた原因・背景として、直接関与した職員に公務員倫理・規範意識が欠如していたことはもとより、これまで長らく建設業者に入札に関する秘密事項を教示する旧態依然とした組織風土があり、これに同調する規範意識の低い職員が存在するなど、組織ガバナンスが機能していなかったことが挙げられ、単に特定の職員個人の問題だけではなく、本市における組織運営上の問題が浮き彫りとなりました。

本市の下水道事業は、市民の皆様から徴収された下水道使用料を原資として、原則として独立採算制の下で事業を運営しておりますが、下水道事業を取り巻く環境は、物価高騰などに伴う工事費等の増加など、近年は特に厳しさを増しています。

このような状況において、本事件により市民の皆様からの信頼を失った影響は計り知れないものがあり、信頼回復に向けた道のりは決して容易ではなく、長い期間を要するものとなります。

職員においては、本事件を深く受け止め、公務員倫理・規範意識を高揚させ、再発防止を徹底し、より質の高い行政サービスを提供することで、市政への信頼を取り戻していくことを胸に刻み、職務に邁進しなければならないものであり、今後、本市における公務上の不正に対しては、厳正かつ迅速に対応していく所存です。

市民の皆様におかれましては、今後の市政運営の変革にご期待をいただき、市政への一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

市川市

市川市下水道部収賄等事件
調査・検証報告書